

各部各機関

改正

昭和52年10月21日訓令甲第6号
昭和54年3月31日訓令甲第2号
昭和55年4月21日訓令甲第7号
昭和58年4月26日訓令甲第3号
昭和59年3月28日訓令甲第2号
昭和61年4月28日訓令甲第7号
昭和62年4月16日訓令甲第3号
昭和63年3月31日訓令甲第1号
平成元年3月30日訓令甲第1号
平成3年5月8日訓令甲第7号
平成4年3月31日訓令甲第2号
平成10年3月31日訓令甲第6号
平成10年10月21日訓令甲第24号
平成11年3月31日訓令甲第5号
平成11年7月22日訓令甲第12号
平成12年3月31日訓令甲第3号
平成13年3月28日訓令甲第4号
平成14年3月29日訓令甲第8号
平成15年3月31日訓令甲第7号
平成16年6月25日訓令甲第9号
平成22年3月31日訓令甲第5号
平成23年3月31日訓令甲第8号
平成24年5月15日訓令甲第8号
平成28年3月25日訓令甲第6号
平成29年3月1日訓令甲第3号
令和5年3月29日訓令甲第3号
令和6年3月29日訓令甲第2号

沼津市土地利用対策委員会設置規程

(設置の目的)

第1条 土地利用の総合的な調整を行うことにより、健全で文化的な生活環境の確保及び土地の保全と秩序ある発展を図るため、沼津市土地利用対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 法令等に基づく指定地域の設定及び土地利用計画の調整に関すること。
- (2) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく許可、届出等の事務の調整に関すること。
- (3) 沼津市土地利用事業指導要綱（昭和52年沼津市告示第66号）に基づく土地利用事業の調整審議に関すること。
- (4) その他環境の保全に著しく影響を及ぼすものと認められる資源の採取又は施設の設置等の調整審議に関すること。

2 委員会は、前項の所掌事項に係る技術基準について調整審議する。

(組織)

第3条 委員会は、都市計画部長を委員長とし、委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

政策推進部長 生活環境部長 建設部長 危機管理監 まちづくり統括監

- 2 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、建設部長がその職務を代行する。

- 5 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 第2条に規定する委員会の所掌事務に係る案件の事前検討を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、開発指導課長を幹事長とし、幹事は、次に掲げる職にある者をもつて組織する。
政策企画課長 地域自治課長 環境政策課長 河川課長 道路管理課長 危機管理課長
- 3 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者を幹事会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(案件の提出)

第5条 委員会に付議する案件は、開発指導課長が、あらかじめ関係部局長の意見を徴し、関係書類を委員長に提出するものとする。

- 2 委員長は、前項に基づく関係書類を受理した場合は、幹事会に検討させるものとする。

(審議)

第6条 幹事会は、案件の検討が完了した場合各幹事の意見を取りまとめ委員長に報告するものとする。

- 2 委員会の審議は、集合審議とする。ただし、急を要する場合その他特別の事情がある場合は、回議の方法により審議することができる。
- 3 委員会の審議は、幹事会の検討が完了した案件について行う。ただし、委員長が認める軽易な案件については、幹事会の審議結果をもつて委員会の審議結果に代えることができる。
- 4 前項ただし書の場合、委員長は、次の委員会に報告しなければならない。

(審議結果の報告等)

第7条 委員長は、委員会に付議された案件の審議結果を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは事業主にその結果を通知するとともに、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱による土地利用事業の場合は、県知事に意見書を提出するものとする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、都市計画部開発指導課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和52年6月1日から施行する。
- 2 沼津市土地利用対策委員会設置規程（昭和46年沼津市訓令甲第1号。以下「旧規程」という。）は廃止する。
- 3 この規程施行の際、旧規程に基づき申請し処理中のものは、この規程にかかわらずなお従前の例により処理するものとする。

付 則（昭和52年10月21日訓令甲第6号抄）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（昭和54年3月31日訓令甲第2号）
この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。
付 則（昭和55年4月21日訓令甲第7号）
この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（昭和58年4月26日訓令甲第3号）
この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（昭和59年3月28日訓令甲第2号）
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。
付 則（昭和61年4月28日訓令甲第7号）
この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（昭和62年4月16日訓令甲第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（昭和63年3月31日訓令甲第1号）
この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。
付 則（平成元年3月30日訓令甲第1号）
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。
付 則（平成3年5月8日訓令甲第7号）
この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（平成4年3月31日訓令甲第2号）
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
付 則（平成10年3月31日訓令甲第6号）
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
付 則（平成10年10月21日訓令甲第24号）
この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（平成11年3月31日訓令甲第5号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
付 則（平成11年7月22日訓令甲第12号）
この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（平成12年3月31日訓令甲第3号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
付 則（平成13年3月28日訓令甲第4号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
付 則（平成14年3月29日訓令甲第8号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
付 則（平成15年3月31日訓令甲第7号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
付 則（平成16年6月25日訓令甲第9号）
この訓令は、平成16年7月1日から施行する。
付 則（平成22年3月31日訓令甲第5号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
付 則（平成23年3月31日訓令甲第8号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
付 則（平成24年5月15日訓令甲第8号）
この訓令は、令達の日から施行する。
付 則（平成28年3月25日訓令甲第6号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
付 則（平成29年3月1日訓令甲第3号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
付 則（令和5年3月29日訓令甲第3号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
付 則（令和6年3月29日訓令甲第2号）
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。